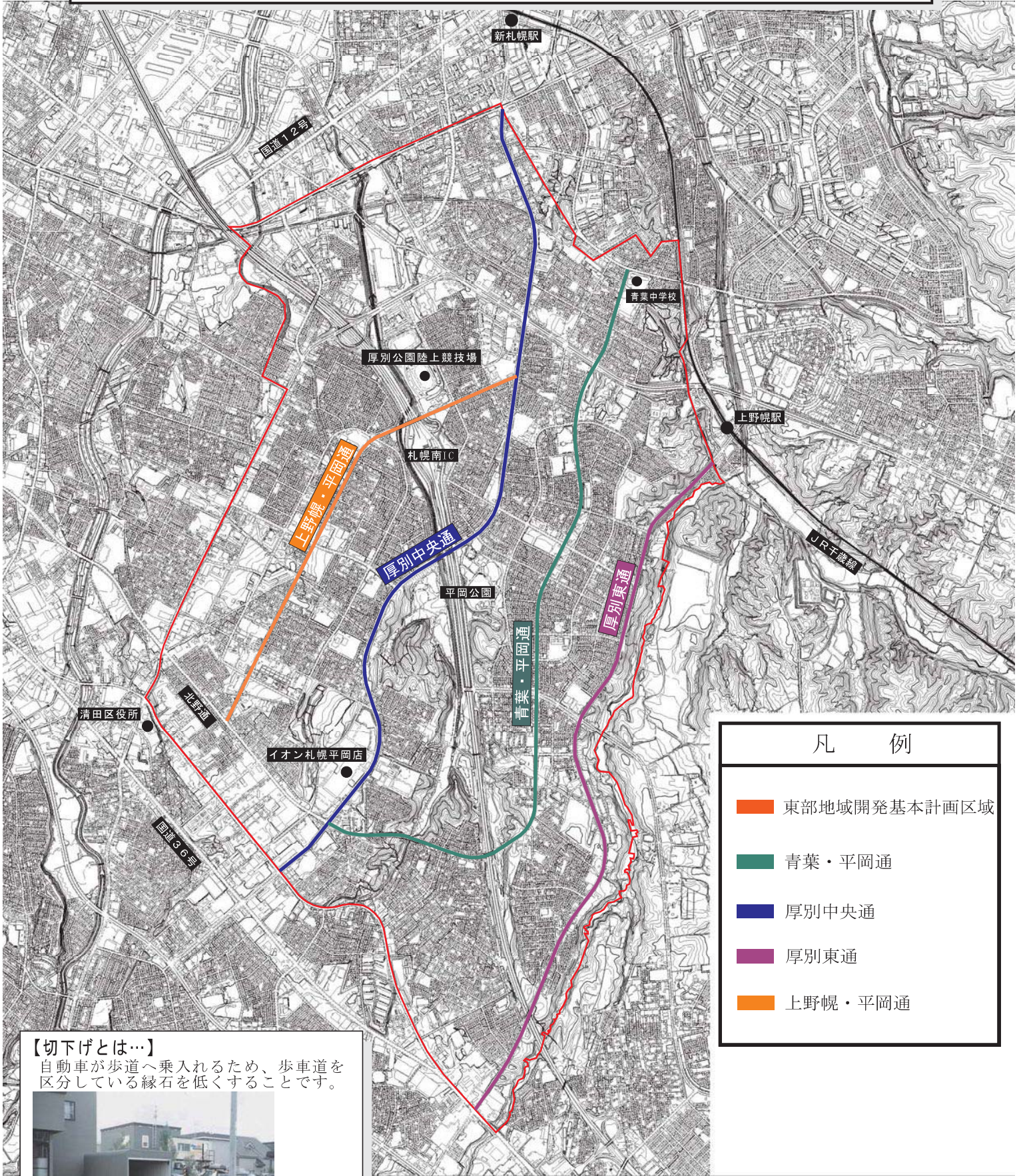


参考資料 1

歩道縁石切下げ対象路線図

札幌市では、下図に示す道路に面する住宅において、その車庫や駐車場への車の出入りのために歩道縁石を切下げないようにご協力をお願いしております。



凡 例	
	東部地域開発基本計画区域
	青葉・平岡通
	厚別中央通
	厚別東通
	上野幌・平岡通

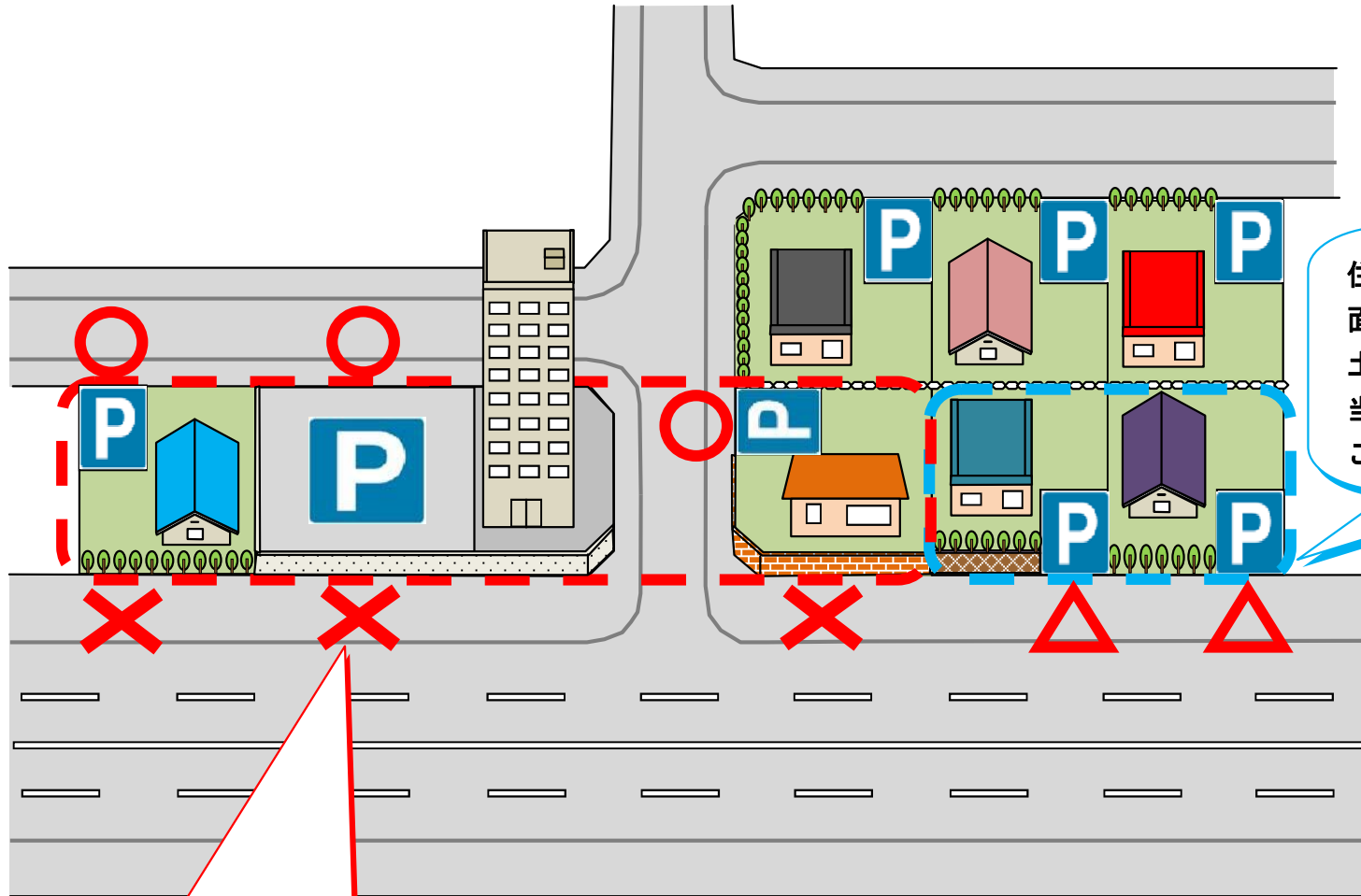
【切下げとは…】

自動車が歩道へ乗入れるため、歩車道を区分している縁石を低くすることです。



お問い合わせ
 札幌市まちづくり政策局 都市計画部 都市計画課 土地利用係
 電話 011-211-2506

歩道縁石切下げの制限の適用例



住宅で、**指定された道路***のみに面している場合は、各区の土木センターへ申請をした上、当該道路の歩道縁石を切下げることができます。

やむを得ない場合

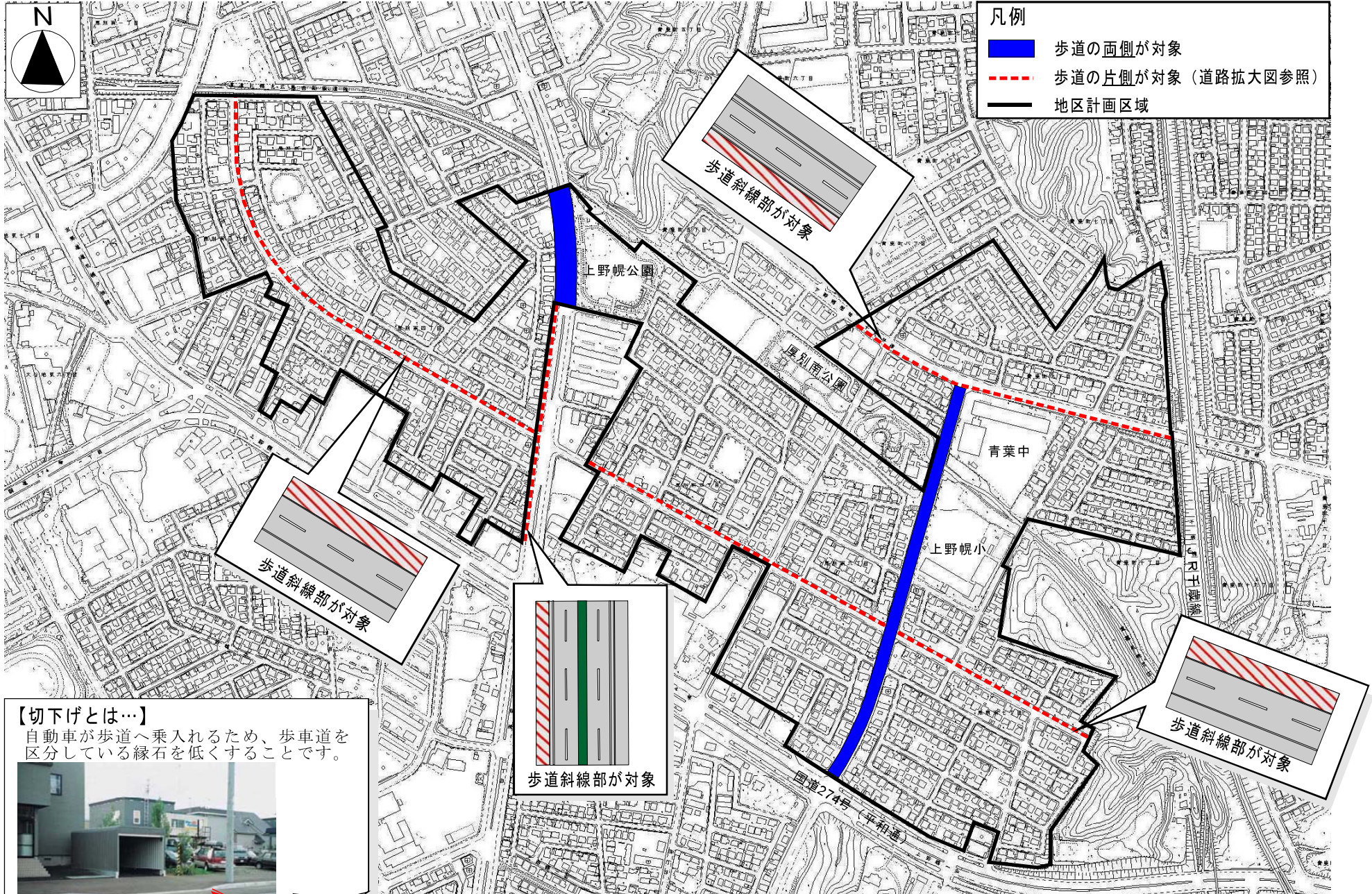
- ※指定された道路
(参考資料1 参照)
- ①青葉・平岡通
 - ②厚別中央通
 - ③厚別東通
 - ④上野幌・平岡通

住宅で、**指定された道路***以外に面する道路がある場合は、**指定された道路***の歩道縁石を切下げないようにお願いしております。

お問い合わせ
札幌市まちづくり政策局 都市計画部 都市計画課 土地利用係
電話 011-211-2506

参考資料 3

札幌市では、下図に示す道路に面する住宅において、その車庫や駐車場への車の出入りのために歩道縁石を切下げないようにご協力をお願いしております。



【切下げとは…】
自動車が歩道へ乗入れるため、歩車道を区分している縁石を低くすることです。

切下げ部

お問い合わせ
札幌市まちづくり政策局 都市計画部 都市計画課 土地利用係
電話 011-211-2506